

中国専利権侵害訴訟における「禁反言法理」の適用について

国際第3委員会*

抄 録 中国における禁反言について、専利法または専利法実施細則では明確な規定はない。裁判実務においては従来から民法通則を引用して運用されてきたが、2009年12月に公布された司法解釈の第6条で禁反言の規定が明文化された。しかしながら、司法解釈の禁反言の規定は抽象的であり、実際の中国の人民法院で禁反言がどのように運用されているかを把握することは難しい状況である。そこで、本論説では、禁反言に関する各種規定、ガイドラインを説明した上で、関連する判決の調査・分析結果を提供し、会員企業が中国の知財訴訟対応を行う際の実務提言を行う。

目 次

1. はじめに
2. 禁反言についての規定
3. 禁反言に関する判決の調査方法
4. 禁反言に関する判決の調査・分析結果
 4. 1 無効審判での補正・意見陳述行為
 4. 2 特許要件の禁反言要件該当性
 4. 3 文言侵害における禁反言
 4. 4 職権による禁反言適用
 4. 5 従属項に対する禁反言
 4. 6 その他
5. 事例紹介
 5. 1 判決1「キノコシロップ事件」
 5. 2 判決2「独一味ソフトカプセル剤及びその製造方法事件」
 5. 3 判決3「カルシウム薬剤事件」
 5. 4 判決4「操舵装置事件」
 5. 5 判決5「足湯マッサージ機事件」
6. おわりに

1. はじめに

中国経済は世界第二位の経済規模に成長し、中国国内外の企業による経済活動も活発である。知的財産分野に目を向けても、専利¹⁾出願数が飛躍的に増加し、特に特許の出願数は3年

連続（2011年から2013年）世界第一位²⁾となっており、活発な知財活動が見て取れる。こうした状況を背景に、専利出願だけでなく、専利権侵害訴訟も増加傾向であり、2014年には知財専門の人民法院も設立されたところである。日本企業にとっては、中国は重要な生産地であると同時に主要マーケットであり、競合する中国現地企業の参入に対して、その製品の実施態様（例えば、高い機能性を有する製品の低廉類似品等）によっては専利権の行使を考えざるをえない場面がある。その一方で、今まで外国から技術を導入しキャッチアップしてきた中国現地企業は独自の技術を開発して専利権を取得してきたため、今後は逆に、外国企業に対して権利行使を行う事件も増えることが想定される。日本企業が権利行使を受ける立場となることを想定すると、主要な論点に関して裁判例を把握しておくことが望ましい。

中国における日本企業を取り巻く環境が変化中、国際第3委員会では、2011年より中国知財訴訟の重要性に鑑み、判例研究を各年別の

* 2014年度 The Third International Affairs Committee

テーマで実施しており、本年は、禁反言をテーマとして選定した。禁反言については、2009年12月28日に公表された最高人民法院³⁾の司法解釈⁴⁾ [2009] 第21号で規定が明文化され、本稿執筆時点では次の司法解釈でも修正が予定されている状況である。また、すべての人民法法院への拘束力を有するわけではないものの、北京市高級人民法法院が2013年9月4日に公布した「専利権侵害判定指南」にも禁反言のガイドラインが記載されている。このように禁反言は近年変遷している論点の一つであり、司法解釈等の適用を研究テーマとして選択した。

本稿は2014年国際第3委員会第4小委員会の豊崎祐一郎（小委員長 NTTドコモ）、劉洪亮（小委員長 パナソニック）、相澤和佳奈（三菱製紙）、熊坂晃（JFEテクノロジーサーチ）、山東誠（セイコーエプソン）、佐野正美（村田製作所）、松本良尚（カシオ計算機）、大和田昭彦（富士通）、橋本幸典（富士フイルム）、平野仁嗣（日東電工）、山下豪（キヤノン）が作成した。なお、判決調査、調査分析及び事例分析において、北京三友知識産権代理有限公司から助言を頂いた。

2. 禁反言についての規定

中国の専利法等では、禁反言についての明文規定はないが、禁反言の法理は専利における基本的な原則⁵⁾ であると理解されている。中国民法通則第4条では、「民事活動は自願、公平、

同価有償、誠実信用の原則に遵守しなければならない」と規定されており、前言を覆すことは「誠実信用」に反すると理解されている。

一方、司法手続の実務において、北京市高級人民法法院は、2001年9月29日に、「専利権侵害判定に関する若干問題における意見（試行）」⁶⁾（以下、北京高級法法院意見と記す。）を公布し、「禁反言」について具体的に規定した。同第43条では、禁反言を具体的に定義し、「禁反言の原則は、専利審理、取消または無効の過程で、専利権者がその発明に新規性及び進歩性を具備させるために、書面声明または専利ファイルを補正する形で、専利請求項の保護範囲について制限することを承諾し、または部分的に保護範囲を放棄することによって、専利権を獲得した場合に、専利権侵害訴訟において、人民法法院が均等論の原則を適用して専利権の保護範囲を確定させる際、専利権者が既に制限、排除または既に放棄した技術方案（権利範囲）を改めて専利権保護範囲に取り込むことを禁止する」と禁反言を定義した。なお、北京高級法法院意見では、均等論の原則についても規定し、さらに、同第44条では、均等論と禁反言の適用時に衝突が発生した場合、禁反言が優先的に適用される旨も規定した。さらに、禁反言を適用する際の具体的な要件については、「出願人または専利権者による保護範囲に対する放棄または制限は明白であって、かつ放棄と制限の内容は、権利付与または

表1 禁反言の規定一覧

タイトル	略称	公布者	レベル	「禁反言」関連条文
専利権侵害判定に関する若干問題における意見（試行）	北京高級法法院意見	北京市高級人民法法院	地方法院規定	第43条～第46条
最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用問題に関する解釈	司法解釈 [2009] 第21号	最高人民法院	司法解釈	第6条
専利権侵害判定指南	北京高級法法院判定指南	北京市高級人民法法院	地方法院規定	第57条～第60条

維持に対して実質的な作用を果たしたものでなければならぬ」と同45条で規定した。

つまり、この北京高級法院意見は、禁反言の適用条件について、「放棄または制限は新規性と進歩性の欠如を克服する」(43条規定)、及び「放棄と制限の内容は、権利付与または維持に対して実質的な作用を果たす」(45条規定)という二つの厳しい制限を設けた。

なお、この北京高級法院意見は、北京高級人民法院管轄下の中級人民法院(及び基礎人民法院)のみに効力を及ぼす。他の地方の各級の人民法院は、この北京高級法院意見に法的に必ずしも拘束はされないが、実務上これを参照してきたものと考えられる。

そして、2009年12月28日、最高人民法院は、「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用問題に関する解釈」⁷⁾(以下、司法解釈[2009]第21号と記す。)を公布し、2010年1月1日より施行した。司法解釈[2009]第21号では、初めて、最高人民法院が禁反言について規定した。つまり中国においては、事実上初めて法令レベルで禁反言について規定した。具体的には、第6条において、「専利権の付与、若しくは無効審判手続において、専利出願人や専利権者が請求項や明細書の補正、若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案を、権利者が専利権侵害をめぐる紛争案件で改めて専利権の保護範囲に取り入れた場合には、人民法院はこれを支持しない」と規定した。

司法解釈[2009]第21号と北京高級法院意見とを比較すると、司法解釈[2009]第21号では禁反言について、「補正や意見陳述を通じて放棄した技術方案について再度保護範囲に取り入れることを禁じる」だけとなっており、「放棄または制限は新規性と進歩性の欠如を克服する」、または「放棄と制限の内容は、権利付与または維持に対して実質的な作用を果たす」等の制限を設けていない。即ち、司法解釈[2009]

第21号は北京高級法院意見と比較すると、禁反言について、広く適用される可能性を示している。

さらに、2013年9月4日に、北京市高級人民法院は、「専利権侵害判定指南」⁸⁾(以下、北京高級法院判定指南と記す。)を公布し、禁反言について改めて規定した。具体的には、第57条第2項において、「禁反言とは、専利権の付与又は無効審判請求手続において、専利出願人若しくは専利権者が請求項、明細書に対する補正又は意見陳述の方式を通じて、請求項の保護範囲を制限又は一部放棄し、それにより専利権侵害の訴訟において、均等侵害を構成するか否かを確定するとき、専利出願人若しくは専利権者が既に放棄した内容を改めて専利権の保護範囲に組み込むことを禁止することを指す」と規定し、禁反言の法理について再度確認をした。また、同第57条第1項では、「権利侵害で訴えられた技術方案中の構成要件が請求項中の構成要件と均等か否かについて判断するとき、権利侵害で訴えられた者は専利権者がその均等な特徴を既に放棄し、その者の前言を覆す行為を禁じるべき旨を理由として抗弁を行うことができる」と規定し、均等論について判断する際、禁反言による抗弁が認められることを改めて規定した。

但し、禁反言の適用の要件について、北京高級法院判定指南の規定には、司法解釈[2009]第21号の規定、及び、北京高級法院意見と比較して、異なる点が見られる。具体的には、北京高級法院判定指南第58条では、「専利出願人若しくは専利権者が制限又は一部放棄する保護範囲は、新規性若しくは進歩性の欠如、必要な構成要件の欠如、または請求項が明細書による支持が得られない、及び明細書の開示が不十分であるなどといった、授權を得られない実質的な欠陥を克服するという必要性に基づくものでなければならぬ」、「専利出願人若しくは専利権者が専利文書を補正した原因を説明できない場

合、その補正は専利権の獲得に向けた実質的な欠陥を克服するためのものであると推定することができる」等が規定されている。

総合的にみると、北京高級法院判定指南における禁反言の規定は、北京高級法院意見より具体的で、適用要件についてはより緩和的な規定となったが、司法解釈〔2009〕第21号と比較すると、適用要件は依然として厳しいといわざるを得ない。

なお、2014年7月31日、最高人民法院は、「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（意見募集稿）」⁹⁾を公開した。特に、同第16条において、「権利付与・確認のプロセスにおいて、権利要求書、明細書または意見陳述などで補正等を行ったものの、審査官に採用されずまたはその補正が権利付与や確認と無関係である場合、人民法院は当該補正または意見陳述が技術方案の放棄に繋がっていないと認定しなければいけない」と規定している。このような規定は、従来の司法解釈等では言及されなかったものであり、禁反言についてより具体的な規定となる。本解釈（二）は文字通り、意見募集段階であって、正式に発効したわけではないが、最高人民法院としての考え方を示したものと考えてもよいであろう。現時点では、本解釈（二）に、法律的な拘束力は無いが、少なからず裁判実務に影響を及ぼすと思われる。

3. 禁反言に関する判決の調査方法

禁反言に関する判決はインターネットで判決を無料公開しているサイト（中国法院網等）を利用して調査した。調査時に利用したキーワードは、「禁止反悔」、「誠信原則」、「誠実信用原則」（それぞれの中国語表記）であり、これらキーワードを含む判決をまずは抽出した。

詳細分析の対象とすべき判決は、主に、禁反言の論点が主要争点となっているか、禁反言特

有の論点が論じられているか、最高人民法院が結審した案件か、最近の判決であるか、今後の実務への指針を提案できるかを基準に決定した。なお、この公開サイトを利用して抽出した判決に加え、最高人民法院で禁反言の典型例とされている判決、中国特許事務所に提供して貰った判決も、対象に加えた。

そして、詳細分析した判決の中から、次章で説明する禁反言の各論点を考慮し、最終的に本稿に掲載すべき判決を選定した。

4. 禁反言に関する判決の調査・分析結果

判決分析においては、司法解釈〔2009〕第21号及び北京高級法院判定指南に沿った内容で、各人民法院（特に、最高人民法院）で判示されているのかどうか、また、北京高級法院判定指南と司法解釈〔2009〕第21号の差異点に関して、現在の裁判実務でどのように取り扱われているのかを、判決調査で抽出された判決を対象に確認した。本章では、判決分析の中で確認した論点に関して説明し、関連する判決に言及する。

4. 1 無効審判での補正・意見陳述行為

侵害訴訟がなされる場合、並行して無効審判（中国語：無効宣告請求）が請求されることがあり、この無効審判における専利権者の行為が禁反言の対象となるかどうかは訴訟戦略上重要である。そこで、無効審判で主張された意見又は実施された補正は禁反言の対象になるか否かを明らかにしたいという要請がある。この点、司法解釈〔2009〕第21号でも「無効審判請求手続において」と規定しており、また、北京高級法院判定指南でも「無効手続で」と規定しており、両規定でも無効審判での意見又は補正は禁反言の対象となると規定している。実際の判決でも、(2010)民提字第149号及び(2010)民提字第158号では、無効審判で特許権者により主

張された意見を理由に権利範囲の一部を放棄されたものとして認定し、権利非侵害であると判示している。

4. 2 特許要件の禁反言要件該当性

北京高級法院意見では新規性・進歩性に関する専利権者の意見又は補正が禁反言の対象となるとされている一方で、司法解釈 [2009] 第21号では新規性・進歩性に関する意見又は補正に限定することなく禁反言の適用が可能な規定振りとなっている。この点、北京高級法院判定指南では、「新規性若しくは進歩性の不足、必要な構成要件と請求項の不足により明細書の支持が得られない、明細書の開示が不十分である等」と修正され、新規性・進歩性に加え、他の特許要件でも禁反言が適用可能な規定となった。したがって、新規性又は進歩性欠如の拒絶理由を反駁するための行為に限って禁反言が適用されるのかどうか、一つの論点となる。

この論点に関し、(2009) 民提字第20号において、補正が新規性・進歩性に関するものではないため禁反言は適用されないと判示した下級審判決について、最高人民法院は、「実体審査段階において『可溶性カルシウム』なる用語が広すぎるとの審査官の指摘に対して『活性カルシウム』に補正しており、グルコン酸カルシウムの技術方案は放棄したものとみなされる」として禁反言の適用を肯定し、下級審と異なる判決を下した。このように、現行の北京高級法院判定指南と同様に、実際の裁判実務でも、新規性・進歩性以外の特許要件に関しても禁反言の適用があると考えて良いだろう。

4. 3 文言侵害における禁反言

北京高級法院判定指南によれば、均等侵害の場合に禁反言を適用する規定となっているが、文言侵害の場合に禁反言を適用できるかどうかは明らかではない。司法解釈 [2009] 第21号に

おいては、北京高級法院判定指南とは異なり、均等論を前提として禁反言が規定されているわけではない。これに対し、文言侵害において禁反言を検討した判決として、(2012) 浙知終字第189号があり、文言侵害においても禁反言は適用されると考えた方が良いと言える。もっとも、文言侵害よりも拡大解釈を適用する均等論に対して限定解釈を適用する禁反言が抗弁権として用いられる機会が多いことは自然である。

4. 4 職権による禁反言適用

北京高級法院判定指南では当事者による訴えられた者による請求の提起が禁反言の前提として規定されているため、当事者が主張することなく職権で適用されることがないかを検討した。その結果、(2011) 民提字第306号、(2013) 皖民三終字第00084号において、人民法院が職権で適用した事例が明らかとなった。(2011) 民提字第306号について、より詳細には、二審で職権により禁反言が適用され、最高人民法院がこれを是認した。人民法院が職権で禁反言を適用してくれることに期待して被告が裁判での主張を行うことは望ましくないが、原告側（権利者側）は被告が禁反言を主張していなくとも人民法院が職権で禁反言を適用する可能性を踏まえた対応を行うことが望ましいと言える。

4. 5 従属項に対する禁反言

無効審判で独立項ではなく従属項のみに有効性が認められる場合、若しくは、無効審判で従属項を独立項化した形式的な補正により有効性が認められる場合に、禁反言が適用される可能性があるかどうか不明である。この点に関しては、北京高級法院判定指南及び司法解釈 [2009] 第21号のいずれにも言及がない。この点、(2011) 民提字第306号では、実用新案の無効審判で従属項にのみ有効性が認められた事例において禁反言の適用が争われた。従属項にのみ有

効性が認められた場合に機械的に禁反言が適用されるのではなく、この判決では、従属項での限定事項が独立請求項で概括されていない場合、当該技術的特徴以外の考案が既に全て放棄されたと推定することはできないと禁反言の適用を否定した。他方、(2013)高民終字第1222号では、上位概念の「伝動機構」を下位概念である「ベルト伝動機構」に具体化するの、他の具体的な伝動機構を故意に排除したと解釈すべきであるとして禁反言の適用を認めた。このように、従属項を独立項化する補正を行った場合は、請求項における限定事項の様態によっては、禁反言の適用可能性があることには留意されたい。

4.6 その他

これまで説明してきた論点は禁反言が直接権利範囲の解釈に関わるものであったが、閉鎖式請求項の認定に関して禁反言を適用した判決として、(2012)民提字第10号がある。本判決は、本特許の請求項2は明らかに《審査指南》の「由……組成」(日本語訳:「…からなる」)の閉鎖式表現方式を採用し、また、権利者が審査中に閉鎖式請求項を半閉鎖式請求項に補正を試みたものの、国家知識産権局により許可されなかったという経緯に基づき、一部の発明特定事項である「活性成分」のみに対して閉鎖しているとするのは禁反言に矛盾すると判示した。即ち、権利者は半閉鎖式請求項に補正することを審査過程で諦めており、禁反言に基づき閉鎖式請求項であると判決している。このように、権利者の補正行為自体が、保護範囲の一部放棄に該当しない場合であっても、閉鎖式請求項と認定されることで権利範囲の画定に影響を与えることがあることに留意されたい。可能であれば、閉鎖式請求項を用いる技術分野においても、出願段階では開放式表現方式若しくは半閉鎖式表現方式とし、審査段階で必要に応じて半閉鎖式

表現方式若しくは閉鎖式表現方式とすることができないかを検討すべきと思われる。この章で取り上げた判決のうち、特に、重要であり、説明した方が良いと判断したものを次章で事例紹介する。

5. 事例紹介

本論説にて紹介する判決の一覧表を表2に示す。

5.1 判決1「キノコシロップ事件」

事件番号:(2010)民提字第149号

事件種類:特許 民事訴訟

終審人民法院:最高人民法院

対象特許:ZL92110554.1

(1) 事案の概要

本事件はキノコシロップの生産方法に係る特許権侵害訴訟である。

特許権者(一審原告、二審被上訴人、再審被申請人)は、被疑侵害者(一審被告、二審上訴人、再審申請人)が対象特許権を侵害しているとして、安徽省合肥市中級人民法院に差止及び損害賠償を提訴した。一審((2004)合民三初字第10号判決)及び二審(安徽省高级人民法院(2005)皖民三終字第9号判決)では、特許権者による訴えが認められた。

被疑侵害者は、侵害訴訟への応訴と並行して、特許権に対する無効審判及び審決取消訴訟を請求していたが、いずれも対象特許権は有効であるとの決定がなされた(第9386号無効審判請求審査決定、(2007)一中行初字第979号行政判決)。なお、実体審査～無効審判～審決取消訴訟の間、対象特許権の請求項は補正されておらず、出願時の請求項が維持された。

再審である最高人民法院による本審では、被疑侵害者の生産方法は無効審判中に特許権者が意見陳述において放棄した技術方案であるとし

表2 事例紹介の判決リスト

No.	1	2	3	4	5
簡易名称	キノコシロップ事件	独一味ソフトカプセル剤及びその製造方法事件	カルシウム薬剤事件	操舵装置事件	足湯マッサージ機事件
事件番号	(2010)民提字第149号	(2010)民提字第158号	(2009)民提字第20号	(2011)民提字第306号	(2013)高民終字第1222号
事件名	四川隆盛薬業有限公司与淮南市傑明生物医薬研究所, 北京同仁堂合肥薬店有限公司侵犯發明專利權糾紛事件	独一味軟膠囊提審案	午時薬業公司申請再審案	中譽電子(上海)有限公司再審請求事件	李長高与平陽斯邁爾工芸品有限公司因侵害實用新型專利權糾紛事件
人民法院	最高人民法院	最高人民法院	最高人民法院	最高人民法院	北京市高級人民法院
訴訟の種類	民事訴訟	民事訴訟	民事訴訟	民事訴訟	民事訴訟
権利者	淮南市傑明生物医薬研究所(一審原告, 二審被上訴人, 再審被申請人)	成都優他製薬有限公司(一審原告, 二審被上訴人, 再審被申請人)	澳諾(中国)制薬有限公司(一審原告, 二審被上訴人, 再審被申請人)	中譽電子(上海)有限公司(一審原告, 二審被上訴人, 再審申請人)	李長高(一審原告, 二審上訴人)
被疑侵害者	四川隆盛薬業有限公司(一審被告, 二審上訴人, 再審申請人)	江蘇万高薬業有限公司(一審被告, 二審上訴人, 再審申請人)	湖北午時薬業股份有限公司(一審被告, 二審上訴人, 再審申請人)	上海九鷹電子科技有限公司(一審被告, 二審被上訴人, 再審被申請人)	北京華潤万家生活超市有限公司/平陽斯邁爾工芸品有限公司(一審被告, 二審被上訴人)
権利の種類	特許	特許	特許	実用新案	実用新案
登録番号, 發明(考案)の名称	ZL92110554.1「亮菌糖漿的生產方法」	ZL200410031071.4「葳薬独一味軟膠囊製劑及其製備方法」	ZL95117811.3「一種防治鈣質缺損的藥物及其製備方法」	ZL200720069025.2「一種舵機」	ZL200820101351.1「一種自動滾按足浴盆」
論点	無効審判での補正・意見行為	無効審判での補正・意見行為	特許要件の禁反言要件該当性	無効審決で維持された従属項に対する禁反言該当性	従属項に対する禁反言

て、被疑侵害者は特許権を侵害していないと判決した。

(2) 禁反言の対象となった技術特徴

対象特許は「キノコシロップの生産方法」である。二審人民法院が、請求項1を技術特徴A～Fに分説し、このうち、技術特徴DとEが禁反言の対象となっている。

技術特徴D：80℃で4時間浸煮する（低温浸煮）。

技術特徴E：浸煮液を濾過し、濾液を25～30kg

になるまで70℃で減圧濃縮する（減圧濃縮）。

なお、被疑侵害者の生産方法における対比技術特徴dとeは次のとおりである。

技術特徴d：キノコ発酵物を培養成熟後に取り出して水を加えて、1回当たり3時間、2回蒸煮する（蒸煮）。

技術特徴e：合わせた煎じ液を濾過し、濾液を適量まで濃縮する（常圧濃縮）。

(3) 禁反言に係る権利者の行為

禁反言に係る行為は、「無効審判における意

見陳述」である。

具体的には、特許権者は、「キノコの化学結合が破壊され易いので、70～80℃での抽出及び減圧濃縮する必要があり、本特許の技術順序である低温浸煮及び減圧濃縮を堅持することが鍵である」と陳述している。

また、技術特徴Dに関し、被疑侵害者が提出した証拠1記載の「浸煮」と証拠7記載の「加熱煮沸2時間」という技術特徴に対して、特許権者は「低温浸煮は有益な技術効果を取得している」と陳述した。この結果、無効審判決定では、請求項1は進歩性を有していると認定された。

さらに、技術特徴Eに関しては、証拠7記載の「温度未限定の減圧蒸発濃縮」という技術特徴に対して、「70℃での減圧濃縮は実質的差がある」と主張した。しかし、無効審決では、「濃縮温度」は創造的な労働の必要なく獲得されるとして、この技術特徴の差が請求項1に突出した実質的特徴及び顕著な進歩をもたらしているとは言えないと判断された。

(4) 人民法院の判断

一審人民法院では特許権の請求項と被疑侵害者の生産方法は同一と認定され、二審人民法院では、特許権の技術特徴A～Fと被疑侵害者の生産方法の技術特徴a～fが対比され、全ての対比する技術特徴が同一又は均等であると認定された。

なお、無効審判では、被疑侵害者が二審の法廷記録と判決を証拠として提出し、「二審で特許権者が沸騰浸煮と低温浸煮が均等と認めているため、禁反言原則と民事訴訟法の関連規定を根拠として、低温浸煮は進歩性を有していない」と主張したのに対し、専利復審委員会は、「禁反言原則の適用は専利権侵害訴訟であり、無効審判には適用できない。」とした。しかし、専利復審委員会は「二審は沸騰浸煮と低温浸煮に均等原則を適用して侵害を認定しているが、そ

れは無効審判における特許権者の本特許の低温浸煮と現有技術の沸騰浸煮は実質的に異なっているという主張と矛盾している。請求人が、二審侵害判決が特許権者に特許権保護範囲を超えた過剰な利益を与えていて、公衆利益を害していると思うのであれば、司法上の救済を求めることができる」と注意を發した。

そして、最高人民法院は、上記の無効審判における特許権者による意見陳述を根拠にして、「技術特徴dは特許権者が無効審判中に放棄した技術方案であるため、技術特徴Dと均等として特許権の保護範囲に入れるべきではない」、「無効審決はこの主張を採用しなかったが、専利法の意義上、特許権者は、減圧濃縮と温度未限定の減圧濃縮及び常圧濃縮との間に実質的な差違が存在することを認めていて、常圧濃縮(特徴e)は特許権者が既に放棄した技術方案であるとすべきであり、技術特徴eとEを均等として特許権の保護範囲に入れるべきではない。」と判示した。

(5) 考 察

対象特許権は、請求項が補正されることなく登録となり、無効審判及び審決取消訴訟においても権利が有効とされたが、無効審判における特許権者の意見陳述によって禁反言原則が適用された例である。

司法解釈[2009]第21号が示された際に、最高人民法院知識産権法廷担当者は記者会見の場で、「特許出願人、特許権者が客観的に行った限定的な補正又は意見陳述であれば、補正又は陳述の動機、特許登録要件との因果関係の有無、審査官に認められたか否かは、禁反言の適用に影響を及ぼさない」と述べた¹⁰⁾。これに沿った形で、最高人民法院による本判決は、特許権を有効と判断する際に、専利復審委員会に認められなかった技術特徴Eに関する意見陳述も禁反言適用の対象となったものと思われる。

このように、無効審判において認められなかった意見陳述であっても、禁反言原則の適用を受ける場合があることから、特許権者は、審査及び無効審判の過程における意見書や意見陳述において、過剰な主張を行わないように注意する必要がある。なお、判決文からは、「意見陳述」が「書面」によるものか、「口頭」によるものかの判断はできなかったが、中国では無効審判における「口頭」陳述は記録されるため、「書面」だけでなく、「口頭」での意見陳述の内容にも留意した方が良い。

5. 2 判決2「独一味ソフトカプセル剤及びその製造方法事件」

事件番号：(2010)民提字第158号

事件種類：特許 民事訴訟

終審人民法院：最高人民法院

対象特許：ZL200410031071.4

(1) 事案の概要

本事件は独一味（漢方薬の一種）ソフトカプセル剤に係る特許権侵害訴訟である。

特許権者（一審原告、二審被上訴人、被申請人）は、プロダクトバイプロセス形式で記載された請求項における独一味抽出物の製法と、被疑侵害品の製法とが均等であるとして、被疑侵害者（一審被告、二審上訴人、再審申請人）を提訴した。一審（成都市中级人民法院（2007）成民初字第249号）及び二審（四川省高级人民法院（2010）川民終字第63号）では、特許権者の訴えを認め、被疑侵害者による特許権侵害であると認定された。

再審である最高人民法院による本審では、特許権者が無効審判で主張した意見と特許明細書の記載とに基づき、被疑侵害品の関連する技術的特徴は係争特許権の対応する技術的特徴と均等なものではないとして、被疑侵害品は本件特許の保護範囲には含まれないと判決した。

(2) 禁反言の対象となった技術特徴

請求項には、独一味ソフトカプセル剤に含まれる独一味抽出物がプロダクトバイプロセス形式で記載されており、被疑侵害品による侵害が争われた製法は次の通りである。

「ソフトカプセルは、原料薬組成が独一味抽出物20～30重量部、植物油25～36重量部、懸濁液1～5重量部であって、前記独一味抽出物は、独一味薬材を取り出し、最粗粉に粉碎し水を加えて2回煎じ、第1回目は10～30倍の水を加え、1～2時間煎じ、第2回目は10～20倍の水を加え、0.5～1.5時間煎じる薬液を合併し、濾過し、濾液を密膏に濃縮し減圧乾燥し、粉碎により細粉とし、200メッシュのふるいを通し、準備することによって抽出されたものである」

(3) 禁反言に係る権利者の行為

特許権者は、実体審査において、出願時の請求項1に記載されていなかった、独一味抽出物の抽出方法を追加する補正を、当該請求項1に対して行った。

また、先行技術である《中華人民共和國藥典》（2000年版）（以下、「藥典」と記す。）に記載された独一味抽出物との相違点を明確化すべく、「本発明に記載した独一味抽出物の抽出方法は、発明者が大量のふるい選別を行い、検証試験後に最終的に確定した技術工程であり、現有技術中には公開されていない。従って、本発明中に記載の独一味抽出物は、現有技術、例えば藥典の独一味抽出物とは必ずしも均等ではない。」と、意見書において述べた。審査官は、特許権者によるこの主張を認め、本出願に対して特許権が付与された。

なお、本件特許の明細書では、独一味の抽出方法に関し、「最も好ましい抽出条件の確定」の節において、「2回煎じめることは、3回に比べて、生産コストを低減することができるので、2回煎じめる事を選択した」との記載があった。

さらに、「実験例5 エキス（浸膏）粉の細度確定」の節には、「独一味抽出物を粉碎し200メッシュふるいの細粉として製造されたソフトカプセルの内容物の懸濁体系は最も安定している。」との記載もあった。

(4) 人民法院の判断

一審は、請求項1は粗く砕いた独一味抽出物を「二回煎じる」とする限定が付されているのに対し、被疑侵害品の生産方法は「三回煎じる」点、及び、請求項1は「粉碎して細粉にし、200メッシュのふるいにかける」とする限定が付されているのに対し、「すり碎いて細粉にする」とする点で相違点はあるものの、被疑侵害品に関する証拠資料中独一味抽出物の抽出方法の各ステップ特徴と係争特許の請求項1の対応ステップ特徴は、基本的に同一の手段であり、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を奏しており、かつ、創造性労働を必要とせず明細書から直接得ることができるとして、均等であると判断した。

実際に、被疑侵害品に関する証拠資料には、被疑侵害品の製造工程について明確に記載されておらず、ふるい処理についても明記されていなかった。特許権者は、一審及び二審で、詳細な生産過程を記載した資料の提供を求めたが、被告は挙証期限内に資料を提出しなかった。このため、二審は、「粉碎して細粉にし、200メッシュのふるいにかける」ことと「すり碎いて細粉にする」ことは均等であり、特許権侵害が成立するとして一審判決を支持した。

最高人民法院は、次の事情を考慮し、特許請求の範囲の記載と被疑侵害品は均等ではないと認定した。すなわち、第1に、特許権者は特許取得時及び無効審判において、請求項1に記載の製造方法は薬典には開示されておらず、それによって得られる独一味抽出物は公知技術によって得られる抽出物とは均等でないと意見陳述

していた。また、第2に、明細書には、「二回煎じる」方法が「三回煎じる」方法と比べて生産コストを低減できるため前者を選んだことと、200メッシュのふるいを用いた方法で得られるソフトカプセルの内容物の懸濁系が最も安定することが開示されていた。

(5) 考察

本件は、特許権者が特許取得時及び無効審判中に行った請求項の補正及び意見陳述が、禁反言適用の対象となった事案である。

被疑侵害者は特許権侵害訴訟（一審）が提起された後、専利復審委員会に無効審判請求手続を行ったが、一審の判決が出される前に特許が有効と判断された。禁反言の適用は一審、二審では認められず再審では認められ異なる判断となった。本件は、無効審判と侵害訴訟が同時期に並行して審理される事案であり、無効審判での行為が禁反言の観点から侵害訴訟に影響を与えることに留意したい。

5.3 判決3「カルシウム薬剤事件」

事件番号：(2009)民提字第20号

事件種類：特許 民事訴訟

終審人民法院：最高人民法院

対象特許：ZL95117811.3

(1) 事案の概要

本事件は「カルシウム欠乏を予防治療する一種の薬物及びその調製方法」に関する薬剤及び製造方法の発明に関する侵害訴訟である。

独占実施権者（一審原告、二審被上訴人、再審被申請人）は特許権者より独占的实施許諾を受けており、被疑侵害者（一審被告、二審上訴人、再審申請人）らが独占的实施権を侵害したとして提訴した。一審では、被告らに対して製造販売の差し止め及び損害賠償が認められ、二審では、一審の判決が維持された。再審である最

高人民法院による本審では、一審、二審判決が取り消され、独占実施権者の請求が棄却された。

禁反言の原則の適用について、一審、二審では、禁反言の原則の適用が認められず、かつ均等論が適用されて権利侵害と判決されたが、再審である最高人民法院による本審では、禁反言の原則の適用が認められ、放棄した技術方案に対応する被疑侵害品は権利非侵害と判決された。

(2) 禁反言の対象となった技術特徴

対象特許は「カルシウムの欠乏、欠損を予防、補う薬品及びその製法」であり、請求項は以下の通りである。

「カルシウムの欠乏、欠損を予防、補う薬品及びその製法、その特徴は：以下の重量配分比の材料により製造される薬剤である。活性カルシウムが4～8の割合、ブドウ糖酸亜鉛が0.1～0.4の割合、グルタミンアミド或いはグルタミン酸0.8～1.2の割合で構成される。」

このうち、「活性カルシウム」が禁反言の対象となっており、被疑侵害品に含まれる「グルコン酸カルシウム」が保護範囲に含まれるかが争点の一つとなった。

(3) 禁反言に係る権利者の行為

出願当初、特許出願人は、明細書に「可溶性カルシウム剤」を用いた薬剤の調合例として「グルコン酸カルシウム」及び「活性カルシウム」の実施例のみを並列に示し、請求項1には「可溶性カルシウム剤」と記載していた。実体審査において、請求項1の「可溶性カルシウム剤」は保護範囲が過度に広く、実質上、明細書による裏付けが得られないとの理由で、拒絶理由通知を受けた。これに対応して、特許出願人は「可溶性カルシウム剤」を「活性カルシウム」と補正した。

ここで注意すべき点は、特許出願人が、当該補正を伴う意見陳述において、活性カルシウム

はグルコン酸カルシウムを含む概念であるという事実を説明しなかったことである。上記の事実は当業者の技術常識であるため、説明が省略されたものと推定される。しかしその結果、再審の判決では、請求項の「活性カルシウム」は放棄した「グルコン酸カルシウム」を含まないとされた。出願手続においては、グルコン酸カルシウムと活性カルシウムの実施例が並列に記載され、その後の実体審査における上記補正により、あたかも、「グルコン酸カルシウムを除く活性カルシウム」のみに係る権利範囲が出願人の意思により選択された、という外観上の手続履歴が形成されるに至ったものと理解される。

(4) 人民法院の判断

一審では、「可溶性カルシウム剤」を「活性カルシウム」とした補正は、その発明の新規性又は進歩性を具備させるために行った補正ではないことを理由として、禁反言の適用が認められず、さらに、鑑定機関による技術鑑定により、「活性カルシウム」と被疑侵害品の「グルコン酸カルシウム」は均等である、として侵害が認定された。

二審では、一審と同様に禁反言の適用が認められず、「活性カルシウム」と「グルコン酸カルシウム」について、さらに実施例が並列に記載されていることを理由として実質的な差がなく均等置換できる、として侵害が認定された。

しかし、再審である本審では、「禁反言の原則によれば、特許出願人若しくは特許権者が特許の授権若しくは無効審判の手続中に、権利要求、明細書の変更若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案は、特許権侵害紛争において、それらを特許権の保護範囲に入れることはできない」とし、原審判決は禁反言の原則についての理解に誤りがあるとして、禁反言の原則の適用が認められた。すなわち、「可溶性カルシウム剤」から「活性カルシウム」とされた本件特

許権の技術的特徴の保護範囲に「グルコン酸カルシウム」を入れてはならない、とした。

(5) 考 察

「禁反言の原則」適用の認定において、特許権者が授権手続中に放棄した技術方案は、新規性又は進歩性を具備させるための補正であるか否かに関わらず権利の保護範囲に含めてはならないことが示された事例である。本件発明の「可溶性カルシウム剤」を「活性カルシウム」とした補正は、国家知的財産権局の審査意見を鑑みるに、「グルコン酸カルシウム」を保護範囲とする請求項として権利化することも出来たはずである。特許権者は、授権手続中に行う補正や意見陳述を、審査意見での指摘事項を解消するために必要十分な範囲の減縮に留めておくことが肝要である。

5. 4 判決4「操舵装置事件」

事件番号：(2011)民提字第306号

事件種類：実用新案 民事訴訟

終審人民法院：最高人民法院

対象実用新案：ZL200720069025.2

(1) 事案の概要

本事件は操舵装置に係る実用新案権侵害訴訟である。

実用新案権者（一審原告、二審上诉人、再審申請人、無効審判被請求人）は、本件専利権（実用新案）の専用実施権者である。

被疑侵害者（一審被告、二審被上诉人、再審被申請人、無効審判請求人）は、ドイツや上海の展覧会において操舵装置を出展し、さらに自社ホームページや製品カタログにおいて当該操舵装置について販売の申出を行った。

専用実施権者は被疑侵害者に対して警告状を送付したところ、被疑侵害者は原告の専利権に対する無効審判を請求し、請求項1～2、4～

6を無効とする旨の審決がなされた。

専用実施権者は、北京市第一中級人民法院に無効審決取消訴訟を提起したが、北京市第一中級人民法院は、無効審決を維持する旨の判決をした。

その後、専用実施権者は被疑侵害者に対して上記侵害行為に対する差止請求および損害賠償請求を求めて上海市第二中級人民法院に専利権侵害訴訟を提起したところ、一審判決において被疑侵害者による現有技術実施の抗弁（日本における自由技術実施の抗弁に相当）の主張により敗訴したため、専用実施権者は上海市高級人民法院に控訴したが、二審判決において、再度、被疑侵害者による現有技術実施の抗弁の主張により敗訴した。

さらに、専用実施権者が最高人民法院に対して上訴した再審請求が受理され、再審判決がなされた。

(2) 本件登録実用新案について

本件考案の名称は、「(一種の)操舵装置」である。以下に、本件実用新案権の請求項3に係る考案の技術的範囲（請求項1+2+3を併せた内容）を示す。

[請求項3に係る考案の技術的範囲]

操舵装置において、

支持台、モータ、ネジおよびスライダを有し、前記支持台は、モータ架台とスライダ架台とを含むとともに、操舵装置駆動回路板に固定するための固定孔が設けられ、

前記操舵装置駆動回路板上にストライプ状の炭素膜と銀膜とが印刷されており、前記支持台は、固定孔を通じて前記操舵装置駆動回路板に固定され、且つ、前記スライダ底面上の電気ブラシは、前記炭素膜と銀膜と接触し、…特徴とする操舵装置。

(3) 禁反言に係る権利者の行為

本件においては、被疑侵害者が請求した無効審判により請求項3のみが維持されており、実用新案権者による自発的な請求項の削除等の行為は存在しない。

(4) 人民法院の判断

本件においては、独立請求項が無効と判断される一方、従属請求項については有効であると判断された結果、従属請求項に係る実用新案権のみが維持された場合、当該無効審決の確定による実用新案権の一部放棄が禁反言に該当するか否かが争われた。

一審では、被疑侵害品における金メッキは、維持された請求項3に係る銀膜と均等ではあるが、被疑侵害者の現有技術実施の抗弁が認められ、非侵害である旨が判示された。

次に、二審では、被疑侵害品に対し、維持された請求項3に係る均等論の適用については、無効審決の確定による請求項の削除が専利権の一部放棄に該当すると認定された結果、侵害訴訟において放棄された権利保護範囲を再び権利保護範囲に取り入れて侵害を主張することは禁反言に該当するとして均等論は適用されず、非侵害である旨が判示された。すなわち、二審判決では、被疑侵害者からの主張が無いのにも関わらず、禁反言が職権適用された。

そして、最高人民法院による本審は次の通り判示した。「…専利復審委員会が独立請求項を無効と判断する一方、その従属請求項については有効であるとして維持する場合、且つ、権利者による上記のような自発放棄がなければ、禁反言の法理における『放棄』に該当するかどうかについての判断を行うに際し、権利者が自発放棄を行っていない状況に十分注意を払うべきであり、放棄に関する認定条件を厳格に把握しなければならない。

二審判決における禁反言の職権適用について

は是認する一方、従属請求項において追加された技術的特徴が独立請求項で未だ概括されていない場合、当該技術的特徴は最初に参照されていないため、当該技術的特徴以外の考案が既に全て放棄されたと推定することはできない。

したがって、最高人民法院は、原審と二審の両判決を取消し、被疑侵害者の行為は均等論の適用により本件専利権を侵害する」と判示した。

(5) 考察

本件については、一般的な出願過程における禁反言の適用ではなく、無効審決の確定による独立請求項の無効および従属請求項の維持の確定による専利権の一部無効が、実用新案権の放棄に該当するかどうかを主な争点である。

被疑侵害品の構成である金メッキに対して均等論の適用が争われた「銀膜」は、請求項3の従属先である従属請求項2と、その従属請求項2のさらなる従属先である独立請求項1に対する追加的な構成要件であるため、請求項3を従属形式から独立形式に変更したところで、例えば、上位概念である「金属膜」から下位概念である「銀膜」に限定的な減縮がなされたわけではない。

このように従属項の構成要件である「銀膜」は、独立請求項で概括されておらず、当該技術的特徴以外の考案が既に全て放棄されたと推定することはできない（禁反言は成立しない）と最高人民法院が判示した。

本件においては、構成要件を「銀膜」と定義するのではなく、当初から上位概念の「導電膜」または「金属膜」と定義しておけば、文言侵害の問題となるため、そもそも、専用実施権者が均等論を主張する必要もなく、従って、人民法院が禁反言を検討する必要もなかったものと考えられる。

5. 5 判決5 「足湯マッサージ機事件」

事件番号：(2013) 高民終字第1222号

事件種類：実用新案 民事訴訟

二審人民法院：北京市高级人民法院

対象実用新案：ZL200820101351.1

(1) 事案の概要

本事件は足湯マッサージ機に係る実用新案権侵害訴訟である

一審（北京市第二中級人民法院（2012）二中民初字第16886号）において、足湯マッサージ機に関する実用新案権者（一審原告，二審上诉人）は、被疑侵害品である足湯マッサージ機（被告製品，被上诉人製品）を販売する被疑侵害者（一審被告，二審被上诉人）に対して侵害行為の停止および損害賠償を求めたが，被疑侵害品に関わる技術方案は実用新案権者が無効審判過程で放棄しており，本実用新案権を侵害しないとして，被告1，2への請求は棄却された。

上訴審である本審では，一審による認定を一部否定した上で，異なる論理付けによって，実用新案権非侵害の判決が維持された。

(2) 禁反言の対象となった技術特徴

本実用新案は，タブの内タブと外タブで閉じられた空洞（図1参照，以下同）内に設けられた駆動モータおよび伝動装置と，伝動装置の出力端に連結されたローラ（2）からなる足湯マッサージ機に関する。

さらに無効審判過程で原請求項1-4を引用する原請求項5を新請求項1に繰り上げた結果，「二組からなるローラ的一方側に空洞がある場合，空洞内に設けられる伝動装置はウォーム機構」（原請求項2に記載），若しくは，「二組からなるローラの間位置に空洞がある場合，空洞内に設けられる伝動装置はベルト機構」（原請求項3に記載）であるとの限定を加えた

構成となった。

(3) 禁反言に係る権利者の行為

禁反言に係る行為は「無効審判における請求項の補正」である。

無効審判過程の補正を経て，本実用新案権が，二組からなるローラの間位置にある空洞内にベルト伝動装置が設けられた足湯マッサージ機を対象とする一方，被疑侵害品においては，二組からなるローラの間位置にある空洞内にウォーム伝動装置が設けられていた。

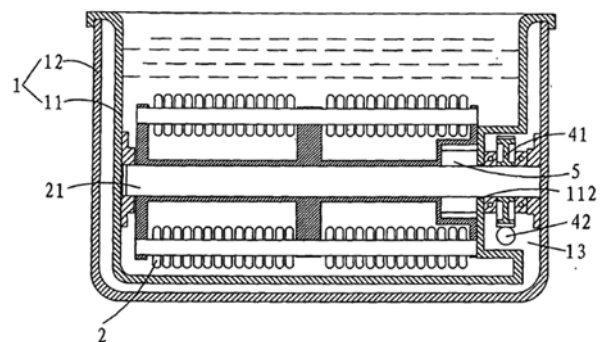


図1 装置の断面図（実用新案公報 図1）

(4) 人民法院の判断

一審では，この被疑侵害品のウォーム伝動装置は本実用新案権のベルト伝動装置と均等特徴を構成すると認定されたものの，被疑侵害品の「二組からなるローラの間位置にある空洞内に設けられるウォーム伝動装置」に関わる技術方案は，本実用新案権に対する無効審判過程で放棄されており，禁反言の原則に照らして均等論の適用は認められないと判断された。

北京市高级人民法院は，被疑侵害品は上诉人の実用新案権を侵害していないと判断した。判決の論旨は以下の通り。

- 1) 被疑侵害品のウォーム伝動装置は，本件実用新案のベルト伝動装置と均等特徴を構成する。
- 2) 本実用新案権の原請求項3において，「二

組からなるローラの間位置にある空洞内に設けられるベルト伝動装置」に関わる技術方案が記載されていた。

一審においては、無効審判過程で原請求項1～4を引用する原請求項5を新請求項1に繰り上げたことを理由に、上訴人は原請求項1～4の技術方案をすでに放棄しているので、「二組からなるローラの間位置にある空洞内に設けられる」「ベルト伝動機構以外の」伝動装置は保護範囲に入らないとされた。

しかし、請求項・明細書に対する補正又は意見陳述は、技術方案を放棄する場合、あるいは構成要件を制限する場合に、保護範囲の制限をもたらすものであるが、前者の場合は均等適用に影響しない。本実用新案権に関し、上訴人は無効審判過程で原請求項1～4を削除しているので、原請求項1～4の技術方案を再び保護範囲に含めることはできないが、原請求項3に記載された「ベルト伝動機構」の構成要件に対して直接、制限を構成するものではないので、当該構成要件の均等物を保護範囲から排除することはできない。

この点で、一審法院の判決には法律適用の誤りがあり、二審法院として支持しない。

3) ただし、上訴人は、無効審判過程で補正を行うに際して、上位概念の「伝動機構」という記載方法について十分理解していたにもかかわらず、「ベルト伝動機構」に具体化しており、このことは他の伝動機構方式を故意に排除したと解釈すべきである。

結論として、(一審法院の判決理由には不備があったが)認定した事実は明瞭であり、非侵害の判定は正しい。

(5) 考 察

本件は、実用新案権の無効審判請求を受けて

実用新案権者が従属項を独立項化した請求項に関して、従属項に記載されていた構成要件に対する禁反言の適用法理が論点となった例である。

本件では、「放棄した技術方案」の認定に際し、請求項を削除した場合に禁反言が適用されるのは当該請求項が保護する技術方案であり、その構成要件については直ちに禁反言の対象となるものではない、との認識を示した上で、従属項の繰り上げに伴う構成要件の付加が実質的に他の方式を排除する意図があったものとみなすことで禁反言の適用が肯定され、均等侵害不成立となった。

構成要件を具体的に限定した従属項を独立項化する際に、従属項の全ての限定事項で限定すると、他の具体的な構成要件を権利者が故意に排除したと解釈される可能性を本件は示している。したがって、限定補正を行う場合は、安易に従属項の全ての限定事項で独立項を限定するのではなく、引例との対比を的確に行った上で必要に応じて加えるべきであろう。また、不要な下位概念化を回避するためには、予め十分な実施例を明細書に記載しておくことも重要な言うまでもない。

なお、中国では権利付与後の補正は著しく制限されるため、特に本件のような実用新案の場合は、出願時から従属項を階層的に作成するといった工夫をしておくことが望ましい。

6. おわりに

本稿では、「禁反言」が適用された場合におけるクレーム解釈に関する判決調査とその分析結果の説明、並びに、分析結果に基づき実務への指針を提案した。特に、最高人民法院が公布する司法解釈並びに北京市高级人民法院の北京高級法院判定指南と、最高人民法院が結審した判決を中心に説明してきた。日本では、最高裁判所で結審した判決は、以後、下級審である裁判所を法的に拘束するのに対し、中国では、最

高人民法院が結審した判決は下級審の人民法院への影響力が必ずしも大きくないとも言われているものの、最高人民法院で蓄積された判決は司法解釈として公布され、この司法解釈は各人民法院を拘束するものであるから、司法解釈を踏まえながら最高人民法院の判決を把握することは、実際の訴訟対応時の主張及び反論をより精緻に検討するために実施した方が望ましい。

本稿が会員企業の中国での知財活動の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 専利：発明専利，実用新型専利及び外観設計専利を含み，中国専利法において定められている。発明専利は日本でいう特許，実用新型専利は実用新案，外観設計専利は日本でいう意匠に，それぞれ相当する。便宜上，本論説では「専利」を記載する際，「特許，実用新案及び意匠」を包括的に意味し，「特許」，「実用新案」または「意匠」を記載する際，それぞれ「発明専利」，「実用新型専利」または「外観設計専利」を意味する。
- 2) タイトル：中国の発明特許出願件数，3年連続で世界一に
(URL：<http://j.people.com.cn/n/2014/0915/c95952-8782743.html> (人民網日本語版))
(参照日 2015年4月27日)
- 3) 法院：日本の裁判所に相当。中国の最高人民法院は日本の最高裁判所に相当し，その他，高級人民法院は日本の高等裁判所，中級人民法院は日本の地方裁判所にそれぞれ相当する。
- 4) 司法解釈：中国最高人民法院によって出される

法律，法令の適用の問題などについての解釈である。司法解釈は下級人民法院を拘束し，事実上法令と同様の機能を果たす。

- 5) 「中国特許法ガイドー第3次改正の解説」汪惠民著 津国特許事務所知財研究会 補訂 平成22年3月31日 初版第1刷発行 p.235
- 6) 北京市高級人民法院關於《專利侵權判定若干問題的意見（試行）》的通知
(中国語原文 URL：http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/dfsfwj/200804/t20080403_369126.html (参照日 2015年4月27日))
- 7) 最高人民法院關於審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解釋
(中国語原文 URL：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-1.html> (参照日 2015年4月27日))
- 8) 北京市高級人民法院《專利審權判定指南》
(中国語原文 URL：<http://bjgy.chinacourt.org/article/detail/2013/10/id/1104565.shtml> (参照日 2015年4月27日))
- 9) 最高人民法院關於審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解釋（二）（公開征求意见稿）
(中国語原文 URL：<http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/07/id/1355338.shtml> (参照日 2015年4月27日))
- 10) 加強專利權保護 促進自主創新和科技進步——最高人民法院知識產權庭負責人就審理侵犯專利權糾紛案件應用法律若干問題的解釋答記者問
(中国語原文 URL：http://www.court.gov.cn/zscq/sfjs/201004/t20100413_4032.html (参照日 2015年4月27日))

(原稿受領日 2015年6月8日)